

令和8年4月3日

名古屋市立大学病院における自動販売機（飲料・食品）設置運営事業者募集について

公立大学法人 名古屋市立大学病院（以下「本院」という。）に、入院患者及び外来患者の利便性の向上を図るため、自動販売機の設置を行います。自動販売機を設置するにあたり、次のとおり見積もり合わせを行いますので公示します。

1 見積もり合わせに関する事項

(1) 件名

名古屋市立大学病院における自動販売機（飲料・食品）設置運営事業者募集

(2) 内容等

見積もり合わせ説明書に示すとおり

(3) 設置期間

令和8年6月1日～令和11年3月31日

(4) 設置場所

名古屋市立大学病院 救急災害医療センターの指定する場所

2 参加資格（次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募する事が出来ます。）

- (1) 名古屋市内又は愛知県内に営業所があり、かつ名古屋市内にて入札公告の日から過去3年以内に飲料等にかかる自動販売機による販売について実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (2) 入札公示の日から過去2年以内において著しく経営不振に陥っていないこと（直近の決算で①債務超過に陥っていないこと。かつ、②累積欠損金がないこと）。
- (3) 当該見積もり合わせにかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。）でないこと。

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（4）に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る見積もり合わせに参加しようとならない者等であること。
- (9) 本公示の日から契約の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 本公示の日から契約の日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間中の者でないこと。

3 設置条件

- (1) 対象が飲料水のものは、缶、ペットボトル等でキャップ式の容器としてください。
- (2) 再委託を行う場合は、予め本院に申し出たうえで、本院の承認を受けるものとします。
- (3) 自動販売機には、トラブルが発生した場合の対応先となる会社名及び担当者の連絡先を、必ず表示してください。
- (4) 設置する自動販売機は消費電力 10 アンペア以下のものとし、ヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種としてください。
- (5) 災害対応型の自動販売機としてください。
- (6) 電子マネー決済が可能な自動販売機としてください。
- (7) 新旧 500 円玉硬貨が使用できる自動販売機としてください。
- (8) 新紙幣が発行された際には、速やかに対応してください。
- (9) ユニバーサルデザインの自動販売機としてください。（病棟・中央診療棟 5 階を除く。）
- (10) 自動販売機 1 台の月額貸付料は、2,000 円（光熱費込・消費税別）の固定額と、1 か月の当該自動販売機の売上金額（消費税込）に貸付料率を乗じて得た変動額との合計額とします。
貸付期間が 1 か月に満たない場合も、1 か月として計算します。
- (11) 自動販売機の設置にかかる費用（工事費や搬入にかかる費用等）はすべて設置事業者の負担となります。
- (12) 自動販売機に使用済み容器の回収箱等を設置事業者の負担により併設し、設置事業者の責任で適切に回収・処理するとともに、回収時には自動販売機周辺の清掃をお願いします。回収箱等が溢れることのないようにご対応ください。
- (13) アルコール飲料の販売はできません。
- (14) 維持管理（メンテナンス、釣銭補充、清掃、クレーム対応等）は全て設置事業者の対応とします。
- (15) 契約期間中であっても「2 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。
- (16) 自動販売機を設置するにあたっては、耐震対策を施してください。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置してください。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置し、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認してください。

- (17) 商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- (18) 契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者が投じた有益費や必要費などがあっても本院に請求することはできません。
- (19) その他より詳しい設置条件は見積もり合わせ説明書にてお示しします。

4 見積もり合わせの手続き等

(1) 担当部局（問い合わせ先）

〒467-8602

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地

名古屋市立大学病院 病院管理部 管理課 担当 岩尾

TEL 052-858-7542 FAX 052-851-4801

(2) 見積もり合わせ説明書等の交付

見積もり合わせ説明書等の交付を受けようとする者は、令和8年4月3日（金）から令和8年4月10日（金）における午前9時00分から午後5時00分の間（正午から午後1時までの間を除く。）に（1）の場所で受け取ってください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 見積書の提出期間

令和8年4月24日（金）午後5時00分まで（厳守）

(4) 見積書の提出先

（1）に示す場所に直接持参もしくは郵送（書留又は簡易書留郵便）してください（必着）。

普通郵便による提出は無効となります。

提出した見積書の書換え、引換え、撤回はできません。

(5) 見積書の作成方法等

詳しくは見積もり合わせ説明書をご覧ください。

(6) 本説明書等に関する質問

(ア) 質問の仕方

質問書（様式は問わない。）を、事前連絡の上、持参またはFAXにより（1）に示す場所へ提出してください。

(イ) 質問書の受付期限

令和8年4月10日（金）午後5時00分まで（厳守）

(ウ) 質問の回答

質問者には個別に回答を行わず、すべての質問への回答をまとめた回答書を、（1）の場所で閲覧に供します。

(エ) 回答書閲覧期間

令和8年4月15日（水）午前9時00分から令和8年4月17日（金）午後5時00分まで

(7) 契約候補者の決定

物件ごとに、最も高い貸付料率を提示した者の資格審査などを行い、後日契約候補者を決定し、決定の連絡を行います。

(8) 資格確認申請書等の提出

契約候補者となったものは、2. 参加資格(1)であることを証する書類(会社概要、契約書の写し、行政財産使用許可書の写し等)及び直近2年間の財務諸表を「見積もり合わせ参加資格確認申請書」(様式1)に添付して提出。

- (ア) 資料の提出先 (1)に示す場所
- (イ) 提出部数 1部
- (ウ) 提出方法 (1)に示す場所への直接持参による提出
- (エ) 提出期限 契約候補者に別途指定

※ 上記のほか、契約候補者の選定に必要な場合は、別途必要書類の提出を求めることがあります。

5 その他

- (1) 説明会等を行いませんが、設置場所の確認を希望する場合は、4の(1)にお申し出ください。
- (2) 申込み期間を過ぎてからの申し込み、または提出書類に明らかな記載漏れがあった場合は、受付できません。
- (3) この見積もり合わせにおいて疑義が生じた場合には、本院の解釈とします。
- (4) 談合情報が寄せられた場合その他の事情により、この見積もり合わせを延期若しくは中止することがあります。
- (5) 本公示に関し、見積もり合わせから契約締結にかかる費用は、すべて申込者の負担とします。中止または延期の場合も同様とします。
- (6) 自動販売機設置後、参加資格の要件を満たさなくなった場合、業績が著しく不振の場合、関係書類に偽りがあった場合、または設置条件に対する違反行為等があった場合には、契約を解除することがあります。

(参考)

・1日平均外来患者数 1,812人(令和5年度実績)

1,822人(令和6年度実績)

・1日平均入院患者数 614人(令和5年度実績)

625人(令和6年度実績)